環海異聞

壹

No.1

TERRITORIAL
HISTORICAL
Accession No 6077
FEB 27 1942
LIBRARY AND MUSEUM
JUNEAU

1909407
DK
18
.087
1807
RARE
No.1

環海異聞巻之第壹

文化元年甲子九月魯西亜國使節大伯長崎入津仙臺ヨリの漂客四人連渡里同二年乙丑閏八月四人共者従公儀御引渡之事本藩ハ被仰渡平井林太史ハ武頭窪田榮助ハ徒目付等長崎ハ被遣同所御奉行所より請取之同十二月江戸ハ着ス其記文之事大槻茂質志村弘強ハ命セラ頼是ハ依る同月廿五日昼後ヨリ問を起し翌丙寅正二月迄愛岩下ハ屋表以ハ長屋ニ於て漂客其ドモ一策ハ

上 武笠 瀬ヶ崎

聞書

寶城郡寶風沢濱善五郎悴

水主　津吉史　五六十一才

桃生郡源谷室濱源三郎悴

同　義之情　五四十四才

寶城郡寶風沢濱善五郎悴

同　左平　五四十三才

牡鹿郡石巻神社臣　平之情

寶城郡寶風沢濱　舵主　左吉史

同　水主　眼三郎

同　同　民之助

同 鄭石演　同 辰藏
牡庫鄭石巻　同 清藏
同　同 八之郎
同　同 善六
同　同 市五郎
同 鄭小竹演　同 藏次郎
同　同 吉郎次
同 鄭石巻　外 巳之助

右拾貳人ニ拙者ニ四人都合拾六人宗組拾組五房ニ
ひ縄二房ニ夢縄二房積込ニ石巻浩役人横ゟ

御近侍等船頂戴仕 出帆仕候以来左之通御座候

桃生郡深谷室浜

　　太十郎　当三十五才

　　太十郎義長崎着以来病気ニ付自殺相企

　　此節眼病ニ罷在

拙者共魯西亜国所領之嶋ニ漂着仕候処

就夫此度魯西亜本国出立之船ニ而去年

子の九月長崎へ着当丑三月十日魯西亜人

より御奉行所ニ御請取被成候ニ付右出帆ニ而

御開化之端[illegible]　仰付右係り[illegible]

以后へ引渡[illegible]年[illegible]出船以来

漂流者御手ありひ家式女帰朝仕ハ始
終委細之義ハ尋ニ有九ニ中上ハ
壮者其十三年以来寛政五年癸丑十二月
廿七日牡鹿郡石巻沖船頭平之情分新雇
御用木雜小間木四百本并清米弐千三百三十
弐俵十一月十一日積入御ニ表ハ御廻ハ積り同所
米沢屋平之丞船八百積若宮丸二十四反
帆之船ハ積更

一 十一月廿七日石巻湊出船風ハ一向無ニ有ニ有
東名浦へ致沙繋ハ

一 同廿九日登り風ハ御ニ同所出船凡五十里程

沖岩城頭塩屋湾まで走り申酉南西の
風吹出し夜々船中に波打込み浪く籠を
打越し程の暮沼に打来りし

一 同時の西風に吹替り岩城船廣れ打
船うしり仕

一 十二月朔の連張走け檜様にて行く敵は國方へ船
お向け南に走り仕候ハ半時に行き北方
一向に行き候

一 同二の曉寺時より小風に吹替り又以来
走り仕候船又中酉風に変り浪暮に打来
舵を吹きあらんと船尾にあたりて年来仕

者も髻（モトリ）をたしひ佛祈へ祈誓 [illegible] をけ
身命かきるまに御偏ゆゑ御ぐるも地方一向ゑ
へ申し此邊は塩屋湯の沖に見へ申し

一 同三日風ハ前日の通り吹つきにて帆柱を
伐搭申し此節塩屋湯をかきりに見えしと
申ゝ私事ゆゑ申し

一 同四日風有同様にて致方ゆゑ五日迄に
追し此米も米（ハン）ゟ程刻搭ゝ私深（ヨヒ）居り
此節地方の山一向相見へ申し是より以後
大抵申酉成（南小西ノ風）これハ地方吹ゆゑ風合なり 毎日次日四
鈴中申酉の風なりしなし方へ 去 里

稽ニ覚申しく数日漂居申し

一 翌寅 寛政六年 正月六日ハ又ハ大浪ニ而接
ニて万物米の内米ニ程又ニ刻まで養ニ
方ニ綱二房引セ浮ヲ探リ相清ハのニ
方角ヒ云ヲ引 流 ハ致ニ居

一 同月十一日申酉の大風吹籠を打破ら迄通
ひの口ハ焼れ以前ニ打破れ同日上ニ相也
裂ハ右縄を以て引メ称ぢ越ケ帆
を解き巻ハ小打込ニ取舵の方籠座
升籠ニ波ニ吹ニ迄ニ万家組のまゝ船
表の方ニ居申し祝中貯ニ有も此ニ居ハ一向

矢ハ中ゝ而此後ハ欲水ニ雨降ル者淄立ニ而
中し
漂着ニ着之欲水ニ着ハ何也も沙垢離を
とり雨を祈ル事ハ此番ニ多ハ格ニ而のこと
中さぬ事ハ無之ニ坐て
一 同十二ヵ十三ヵ風ハ前ニ回り、船ハ右ニ如く左被
仕、故碧け剣ニ出ル中ニ出来ル中ニ
ある台の綱ニを以て伝り、つけ中ニ船
底ニ付ル沙手ニ沿ル 沿り可皆ニ是を汲ニ
搭ル事のこと有かり居ル 流れ沙手ニ
仕、如是相引切り也 豊ニ生ル事ニて何れを

舟の小疲れとして此所迄て當之を付代て
精をかしお後を居り此れ後

一 同十四日風を是迄此通りなくかしハ和しき
きに方にお来ことなく数日の間に積て是也

一 二月五日申酉大風にて船表の方に打破り
右舵に方表垣通ると波に取られ當糧
米武百俵程弾し宣ことに解を剣揺りし
此以後も風を前にの通りなく深居り

一 三月朔日申酉の大風下夕堀二度碇動
五人板浪に立てしまり無くまりハ沈まり
風和しきや

一 同三日塚敷有に丸木造出ひ（長サ二丈も）丸之三人程
私の通り入なり其所に有地方迫有に哉と
力を得里數を以て仕神竈を之ケ居和地方
二十五百里と神竈下ケ申
漂流申神竈を之ケ御車以来家といふ
數知れなし地方貳千五百里案候と認メ
にて御伺ひ和二十九百里と申よりも以之ハ下り
ニ申し夫かハ迫と至る者五千七百里と申上申
一 同二日一ニ家も能く習舵柄越帆柱にし
中此車立ニ結ひ付帆をかし是ハ綱を
引せ風に但も走り數日之間漂流申

一 日ハ少々辰巳東ニ吹替り之ヘ候ヘ多くハ申
酉戌小南西風ニて流れ申し

一 日巳月ニ入ルヽ候ヘ三月ハ少々以後北風合と
大抵同し候ヘハ候ヘ雨の候ヘ天色をとり
満気垂渇を清き申し

一 漂流以来ハ候ヘ打ニ候ヘ雨降(フリ)申候ヘ日本
の事ハ書ハ候ヘ五月ニ候ヘ也打ニ雷降候
ハ候ヘ

一 若ニ通ル船の事ハ定まる事ハ船路ニ至ル神家
出しハ得ぜ「カンブレ」と申大島を見ル様ハ事
ハ候ヘ能ク人ニ別ル程しハ候ヘ候ヘ漂流の

なれ當りにオヽブハ形を別て大きくして尤これ
によりハ四倍ニ見て驚れぬかを小様子多く
ましく此地に於て通りハ船ハ通用
なれ共和故何かにあらはしぬ物ハの西に浚
ゐるなと思ひし伴ひ船ハこを繞り
舞ひて羽を動ひ来るなるし かゝる次
スウノヽと申音しく聞ひ出りかゝ
人こそ別ハ申さ次にむすにの浮ひ居る
中 按ニオヽブハ漢名信天縁一名
信天翁の一種なる事し

一 海之地方とちかき通りハ青色 赤き方なる
沖に出しハ青きこあらし常に見別ぬ

色なる里を奥郡と見ゆるかゆゑに思しき奥
を地方近き武和なりくとハ居りかゆゑ

一 五月九日暁方辰巳（東南）の大風雨にて走りゆゑ
六日頃ゟ里何とも地方へ至る和中なる和家
をとられ地方弐百里を神家なりまより
ゆゑ神家ゟ和追ゟ地方近ゟ右末同
ハなれ五十里とゆゑ神家なりゆゑ

一 同十日朝暁霧（ヒヤ）ゟ他ゟ国ゟ至る船とゆゑ
向ゟ船ゟ如きことの見ゆゑ能ゟ見ゆゑ
者とゝおき鴻ゟくゝ出ゟソつれ地方へも
くあるまし其なを鳴仕ゟ中船ゟ始

ことや晴れて目もまへにあらはれて是に至
寅の方に重ぬるを此高山を近うみたり
いつまで平海に陽流の中には姫夷惡鬼の
かくなかられしことまでのまゝ居て和明なら
ぬ堂積りて山をなすけし故そは如来の
地をまちぬ異國なる通しと始て故
此所へ二里斗りも隔て梅れんに仙窓
驚奇最の弱ケ羅祝の山かと見れ御のまゝに案
組の者共何と恐ひしも俄にも案内を絶く
山の卯辰東南の方岩根へ和流をし蓋に所
波が際まで至りし一神切りて岸にて

岩石切立て甚しき出浦者知らで中く
登りまじき中に漁人多く居る本船を付岸
ま過て岩多く渡を下ロし網之房にて
知ゝ漁者船を揚船送し置く
粮米之儀ニも都て其品積ゝ揃し舟神
漁師十六人其日も時化ニ揃て新八
上陸仕候新日本地と云地なる哉地ニ
て通漁ニ本とて如在し漁師も其中
申まだし御異国ニてあれ哉さやと申し
ニ似たる人々審ニ居る所得事ニ向ふ
ハ知よう申立候物渡をうけ候ニ本船未

辺をへ下しかれ本社ハ[illegible]波ニ[illegible]
流沈[illegible]ハ[illegible]しかく二三尺の小板斗
へ中し此所ニ十日斗り逗留雪ハ降り
しく人家を尋ね[illegible]ハ[illegible]中さ[illegible]
又神圖を上げかく嵩ヶ國ヶ人里の[illegible]
ヶ嵩ヶ方角ハいつ[illegible]の方と三度と伺ひ
いとさ[illegible]此和人の住寫ゆく成亥西の方
五十里又巳十巳里と神罷下りかく又獨
永をあ[illegible]しかく初め本社をうけ
山の出さん[illegible]地方に陥ひ奥の方へ
二ヶ程寄の獨くをめくり乾の方ハ尋

申し

一 六月五日懐り之山所をいんけいの人家とおもふし之所を国当に尋ね候ありし祝を寄せらい人親戚人祝あるんらやしら皆々悦ひ
了途上陰仕方をもつ行ゆんし此山を見り場所
宜いかとうん能しかれ之内白ふに出たんの所
いんけいらこと辺りへ祝を迎し候りいんらいは
こと出たんを迎り砂ちゆあり所かけ之人
の富人さもこれ初地者をいんをけれと
あるへ祝を迎し候りへ候りり様にし
いんらせし此砂濱漕家らい初のいんらけは

三人の外に都合三十程の人數こゝかしに近
寄見るに頭を殘切にして髭を長く
延し面色を黒く此里に異体にて
衣服を爲の所又を數の樣にて作りに
物を着用致し別ぬ姿にて此里に居る
人間とも見えかたに向ふ何か言葉
をかけ招きいたしに一も一家通しかた
何か甚しき事ありて見かたに門彼に
早く〳〵あつましとかたと見へ頻りに招
いたしかたは方ハ招かれ程事味あしなに
と陸にしらるハ是迄幸若しにしたつでき

相渡申候節ハ是限りとあい断申し船
差廻し候門弟共申遣し候ハヽ速ニ其船
ニ乗込迎ニ参り候ても無益なれハいつく見
人ありとも何此の方へも乗込れ候由取上
ケ候ハヽ御身の為を存し候も一先ツ上陸致
上候ても申して皆々一時揚置一同申合
存候門弟者共も物見ニ越し拾置候を
漂流の者と心得候とおらん申付く
船を引上ケし様ニ又の仕形彼是とも
すゝり暫時ニ引上ケ候由申し船を引
上ケ何れも陸へ上置しつゝ富人共

かとひのまのまゝに男ハ魚ちを採来女ハ
桶或ハ波帯にまとをのせし物ニ里?盛とおし
湯綿指さし竹器を以氷にて煮て終りて後と
往路いふ事中し其之當君のを枯草をを採来
里にてを焚き用ひぬへくして火を焚き志
其形須臾にして其をとをまもなく皆て取りみ
松にて自らすにに薪して又往路にして
松者ならぬ調へりとて帰て其中而
彼れもしもまとめり物ニ者其を数日深流してて
殊のか難難辛苦しくまりもの来と合点
いふ事し柳子ニ人々係 何角に氣味無頓ろ

これ平ハ家業こしやうなれとも申候
何れも家職渡世して何ぞこれ知らぬひと
なく帰らず申し数ヶ月のつゞき故なけれは
習ひ申まことに今は昔人右の如く奥州辺に
禁物あるなれハちくまく端みて入ますれは端を
さへ候ふ合に呆もおかしく欲き給ひしは
常人とて相の所に住居仕まかりて人にものこと
あらく家業故後者も仕ならへて教へなれとも
指揮ひしたれは枯草をなしたり河もしれとも
帰りやうもなく進みて哀れなれ亥十一月より寅乃
六月まて漂流のうち八ヶ月にして初めて上陸仕

一 男女の衣服ハ其仕組ハ鳥の羽を作りたるの
なり其皮を羽毛のまゝむき縮り合せて
着るものにいふ毛の方を内にして着服
次女の服をきのつき合せあに右の鳥の翼
を取りあげ見えたる鼻の孔へ糸をとゝ
衣服の飾りにくまけくしてかけしは此鳥の
翼先を曲りて色を赤くおとの方黄
なるまゝ赤ゐ物ハ此に取りとゝぜ
鳥の名をオクチヨレといふよしにかけて
此鳥を東夷帳夷地ハウルツブウツ鳴ヒ鳴ヒ訴ヒ上ヒ刀
といふ事ハ往年是をみたるまゝ又を鳴人用

男ら然して此舶を連出合せなるものを不届せる人
ありけり是を漂客ふ示せ是即彼オクテの船
なるぶてと云て乎勝帰りてあれを語ら全く彼と同し
此辺ふ海の事総て産なるよりとへいて推夷云エトロハ
赤なりヒルカハ鼻なり下と云オク名とハ何ぞ名と
うちを知ら次右の詳人物ら賊宮ぬ木下と学次
漂客ふ物語ろ為書説話書とをれ表し經を為後
故蘭賀の門人の中画こ名ある者ハ其友席ふ侍ふ併
さく漂客ふ説を聞く其らの図を作し既
通編芸像作の図ふ附しく詳細ぬ記セしもれ
もの多く歟

一 又着服に用ゆる海獣皮ハ「コトジキ」と申あるべし
惣体あしかのめきねこ毛色薄し 形状
大小あり図下にかく申

他日此者のるをもえ千彼地に漂流し 物語ヒ
伊勢国光太夫といふものに語るにコーシキハ「コーシキ」
ある事しヨーテイカハ此方にある所の海獣一名海
驢ありといふ光太夫ハ此語に来れるアシシヤー労
といふ言に漂着せる男なり

一 衣彼者仕立ては男女ともに肩袖にて惣体縫
語メ唯頭首残容なし所をのつまあけ あるべ
お後をくるりと縫合せ底なきに筈の通し

裾まで方ハ[illegible]に居て仕立るゆゑ[illegible]
を裾よりまで[illegible]の孔よりつもりを出し面
神を返し[illegible]全て才に用ひ[illegible]かよふ
まで仕立ね婦人[illegible]小児か乳吾也[illegible]
裾の方よりまで懷へ入也乳を含ませ獲の通り
まで細帯をしめ申し[illegible]ち地[illegible]
乃仕立方ケ様[illegible]

一 男女とも蹉跎(アシ)にて歩行仕ル男ハ右まぬく
にて面部も黒く以上但し婦女ハ顔
色を白く自然と[illegible]ある方にて大
抵我國の婦人のことし候異様なるハ

口の辺り入墨致し又鼻の障子骨の前部（サキヘヨリタルカタ）
に穴を穿ゆる牛鼻のかしまた穴へ横に
小さ様を通し小鼻を張る事にし
あらを横たる小様に奥骨にて細工し
多く連環を下ケ上唇の上際まくさかり
中し又硝子の小さ玉をもさけら其ハ才口
シイア私通用訓来の事とすべ中し髪を
黒く長し夫を持ち婦人の髪の結様を
うし絵の方にて宮田すけの様に少ひ中し
娘の子をこゝに組方さけて垂中し耳を
耳輪のくるへ小さ枝孔をあけ中し事

是を此邊の寫くのあらはしにて初より
異種へも耳慣へも完をあけしよし

一 此鴻恩名をオンデレイツケラストロと申に是を
オロシイアより名付く名のよしこれ名を何と
申しやとオロシイア辞にて寫書る事我
オストロと申し寫人の恩名をアリラウトウ」
と申し

保勢院右史話にアミシアーツカの小に
アンデレイスカ」と云不是寫のる事を
「オストロワと云ふ寫人の恩名をアレ
ラーツカとふとそ是は一名なるへ

いゞとの正名なるや

一 當人いゝ事に信居りや事化としてこれ見れ事に取ね廻り見るついつましも穴信居と見へ申候此濱の近き事にだ穴者有しに俗方此様子を見る事平地へ深く穴を堀を蔭室にしくに被ゆえ穴者上ハ拾葉ゆ重て流木を以て屋根の骨と相し右壹のかき草を着きこのけ其上に土をかけ重しこれ中に幾人四五寸四方に四成あけ重これ屋上に煙ダシ出仙をこれ此口則ち出入の組ちまこれ口下に

向ひ外降お入者様もし者猶ゆ生て光を
平め紀為本にきりたをなしたれ猶ゆ
小生て害のうちハ人数の気おによりて廣棟
守ゝ様ニ入へ此所ハ樹木繁く生し
中さに枝木ニ波しハ猶なく且風雪を
嚴敷寒を有ヶ様ニ平地へ深く穴を堀り
住居にいふもすとを様ハ独有者ニ立物ハ氣
味あしくなりしとあへらくしたるし
一厠(セツイン)ハ別にたしハ谷万岩石の陰なとそ
二便とも便しやし女をよく知るのけ
にとてく右便用の様子なとてんつけし

様ハ有しと

一 同八日 船頭平三情船中より水種の所お船
の船頭に差重り此所にて病死仕る後方も
無き事 物場を深く堀夜ゆゑを其所に候る
埋め申し

一 同十一日 寄人ホとハ惣行様子ニ寄り年頃五十余とんへらしの 皮船に寄り皮の
衣服にて 襟ことに重ニ頭へ引き寄りに皮へ下ハ牡丹メの筒袖の皮をまとせ 此所に着し
船の様様を重に様ゆつき 上陸す 其ヲロニイアイ
がつとしいつゝ進く取れ申し 外に寄人五人に鉄砲を持せ 又
み前八寸斗りの 鍼(ニサカリ)をこれ有せ
相合 十人を明るく有りに

是を警固の為とアイヘシ拙者共深き
考ふ此所より オロシヤイア役所へ
注進致し有吟味の為 [illegible] 追て [illegible]

一 魯西亜人は此島とは眼新西色一躰なり容
貌格別お遠方材を高く

一 皮船并皮之者彼を寄人者用の所之
[illegible]

一 此寄へ相詰のオロシイア人は本国者常彼の
外に大の皮庫此皮の衣服も作り用ゆ
是土地格別寒冷なとアイヘ中
右魯西亜人陸へ上り。拙者共に向ひ何か

様ニ申ス程者是ニ而ニ三緒ニ一向手通シ不申ス
然ル私オロシア人あまた見て過シ様承候
の嘴船ニ参り水竿沙汰ト可有之船の中
其事之節申ス 又沙汰之事之節ニて申ス
相着ハ至極ニ候ニ帆柱其事之節船ニ参
ニ而 又ハ沙汰之事ニて何とあらす様子の
仕舞ニ合点仕り一ヶ帆柱ニて参来ス
様子ニ仕舞仕ハん也ニ仰ニ候得ハ額ニ候
「ヲシコツホン」とハ是日本あるカト申ス
ヲすことしら其 此方より是ニツホンと申ス
是初て日本人ニ参而申ス所様子ニ御座候

一 追ニ又更仕ニ一ツ帆柱ヲ想ニ外国ニ
ていふ所ニ之ヲ立ル事ニ其本の帆柱ハ日本ニ
流ルニ極ル人ニ中ニ彼国此人ハ本船ハ一ツ
者帆柱ニ之ニ用ル事ニ無事ニ運ヒ有ニ右神恵
仕歌後ニ一ツ也ニ故日本人ニ中ニ有ル分ル
ニ事ニ云ヘ事ニ
日本人ニ中ニ極ル事ニ上ニ之人指留ニ
泡卯ニ用ル事ニ宛ニ之ニ其世地ニ在ニ与ニ船ニ
ニ之ニ分ル餐(モテナシ)ニ其ニ語ニ見ニ申ニ
一 此卯ニ即ち オリチヨ鳥ニ有ル卯のかし
[illegible]の卯ニ其ニ[illegible]ニ此ニ[illegible]ニ[illegible]

打しめ支中へ肉も卵も食料ニいたし
拙者し役々は綴り合セ衣類も借り申し
ることなし申ス品下ニ之候事

一 同十二ヶ月頃時より南風吹右魯西亜人
数名同様ニ申合候ニ付帰帆(キコ)船子(カコ)をを雇人ニ
おろさせて皆ニ相談候往船いたし
右人々一同ニ無相違帆仕同様思ひ附候
同為此門亜寅小東北方ニあたり候所ニ
湊へ着岸候

一 此所ナアツカと申所の使役よりオンデレ
イルクツの内ニ魯西亜本(ホン)国しうまの支配

而見し小湊とおもふへ出船の物而よりも明る
国の里法にて三十里程見しこれ初潔見の
所よりすハ此船まで百里程と望へ申し
此所にて三四百石積位此魯西亜船三十
余人家組乗り居り陸にて三四十人乗り居
り様子ゆへ申し魯西亜本国より役人出張
被乗り居るゝ三年めに交代いたし
し望掛きたこと此所に着岸好早く仮窓ヲ
居へ黄着戦皆くへ拵事申し
此船に詰合る船を色々世話致呉て地を去
去つしく日本に帰当仕しくすと五ヶ年にて

濱迄へ流出し其外右ニ相成上ニ而手傳仕
川々之家々ニ至り漁人御之子ニ而出来
し候ニ付門を御居候ニ
此處の内へ五月十日神ニ上陸仕候處
人里無之場所右又船を乗出し六日
ありし所ニ衛門人ニ出会追々漂流を申立
所ニ漂着のものニ付此ナア所へ参り申候
陸へ上り候ニ十日程ニ而出来此船ニ乗
え出来而出来兄ニ至程ニ而乗
なし

一 此國ヲロシヤ 本所地方ハ東の方ニ當り

アメリカ」に属しゆゑ

一 山嶋し廣サ何程ゆゑ知れ申さ度く此
邊前後大小淡島あまたお並び居り越
ゆゑに「ナアツカ」ハ此中に小湊とおゐん
ゆゑ

一 島之内樹木さくらに新しまた古新に蒼の木き
葉を用ひ此葉山に生しく蒼しりハ葉か
ちるゆゑのこゝゆゑ

一 草ハ防風おゐんにゝ花ハ日本に通りゆゑ

一 此文に申し後紫ハ海鰍の胞裏のよし
あるし此に油の乾しの申し

一 食物を專ら魚類を給ふし、沙鳥ゝ者上
けスノコの上に家を立て其後之所に家もしまし
食ゆへに生ずてを給へ中に給捨しまし所く
其魚の骨を居ゆへも所不ゝも指立所
有も不仕甚程度伴へ此度且地に生しに
之のこてい外になし此魚欄仕りに魚乾斗
用ひり度とぞん

一 鱈ハ二年中ゆ望て形を此方の形と同様にて
但其形ハ方細ゝ不しなくに望に名付「テレ」
ツカてゆへ二年中ゆ食物に用ひゆし

一 其中を之ゝに切彼蓋のことき草につてみ

塩気ハ塩をよく〳〵煮上ケ其汁色をとらせむ
志ゆう〳〵猪〳〵申し又汐気あるハ煮上ケ肉を捻き
てうまかこしトドタ地の物━━鯨の油又ハコ━━
シキアサラレ子れハ沖の油の肉を用ひ申し沖ハ
アサラシあら〳〵をむしれて味も宜敷
る也

一 鮭テロタ 鱒コロホーシヤ 比目魚（かれい）ハラトフレと申候
鯨此類ハ脂なとよろしく旨く申し鯨ハ別ニ
捕ゑ而仕自死其物ありて
る〳〵あるまゝ〳〵る喰ひをこる
て給へ申〳〵

一 移。鳥ハ若くに鳥ハ飛たきく噂夢人ヲ呼
ヒにあしアフ〳〵中よふに笑へ申し

一 貂のことゆき獸の啼き聲並に尾も狐に
似申し是も赤く見へ山に住申しを見うけ申し
啼く是をレセリと申し

光長史云狐をオロシイヤにくりしいと云
と是又為[illegible]狐なる事をさう

一 海獸を窓留メに稼のめきを見[illegible]
五六尺澤先ハ出ず石を墨やしなる石を
光らし申し是を投窓に使ひて海
獸をとりまし甚多に入り多くなるに

に似し又能きもの是を此石具にて突落し
けし事なとありし由
一
此石具を使ふ事最も尊て係りし
居る越する者初おしも習ひ覚えて ある人へ
子孫迄は常に隆めして習ひ覚へしは先年オロ
シイア人此島を渡りし初め此島へ人来りて法
例へ打寄する國船に向ひ此石具投るなと
を為したる事なかりし様つけ中に寄る者を
居しとも有して其後ハ絶えて来たらし 怪我
人とあるも多くしかれとも然るに なき故に
此尖り石に毒ありて肉中へ入る者ハ二三町

一番新腐廻ハ夫婦へ療ハ出ヲ[illegible]ハ閑ヲ[illegible]
中ハよし此節浩合ハオロシア人の門老人
老人ハ[illegible]先年[illegible]船ニ[illegible]あり合也怪家殺
せし痕あるゝ背を出し[illegible]也前門
階ニ居中し

按家ハ此石家東隈夷地ニて箭漢ハ用るアレと呼
為るものハ似たるアゴは堅田侯の藏あり

一 浩合ハオロシヤ人まゝ此罪を投ずるハ者ハ
よしハ此古中ニ[illegible]入中さ候ハオロシイアハ
村後[illegible]ハ[illegible]人都て能見へよし

一 奥の皮ハ[illegible]張ハて造ハ船 図下ニ[illegible]

嵐に出る其船の両側に此綜を結付候事

一 漁嵐に網を用ひ申し、是ハラロシイア人通用
以来の変のよし

一 此嶋村ハ寒地にて此節六月に至る
谷川の内中程ハ解流れて一度岸にて
はめ申し

一 嶋の内古名所利に日本に何の替りなき

一 女を惣して嫌ひ申さしとの、あれどし
いつくるなるを嫌にて此計ハラロシイアより
流りのよしを嵐のこと傳をとなし申し

一 男を雪して漁嵐結

一 男女とも小髪を惡し男の髪を頂上ゝ
前後へかきつけ後此方ハ襟の所にて剪(ハサ)
おを眉の上際にて切樹へ中し

一 麻布にて椒の下着袋着し居の者も
おなじ是をオロシイアな国より通りのこの
此よし

一 着物の襟の廻りへいコーじきの毛皮をかしも
ゆとに

オンテレイツケ島
穴居並寫人其土室
出入之圖

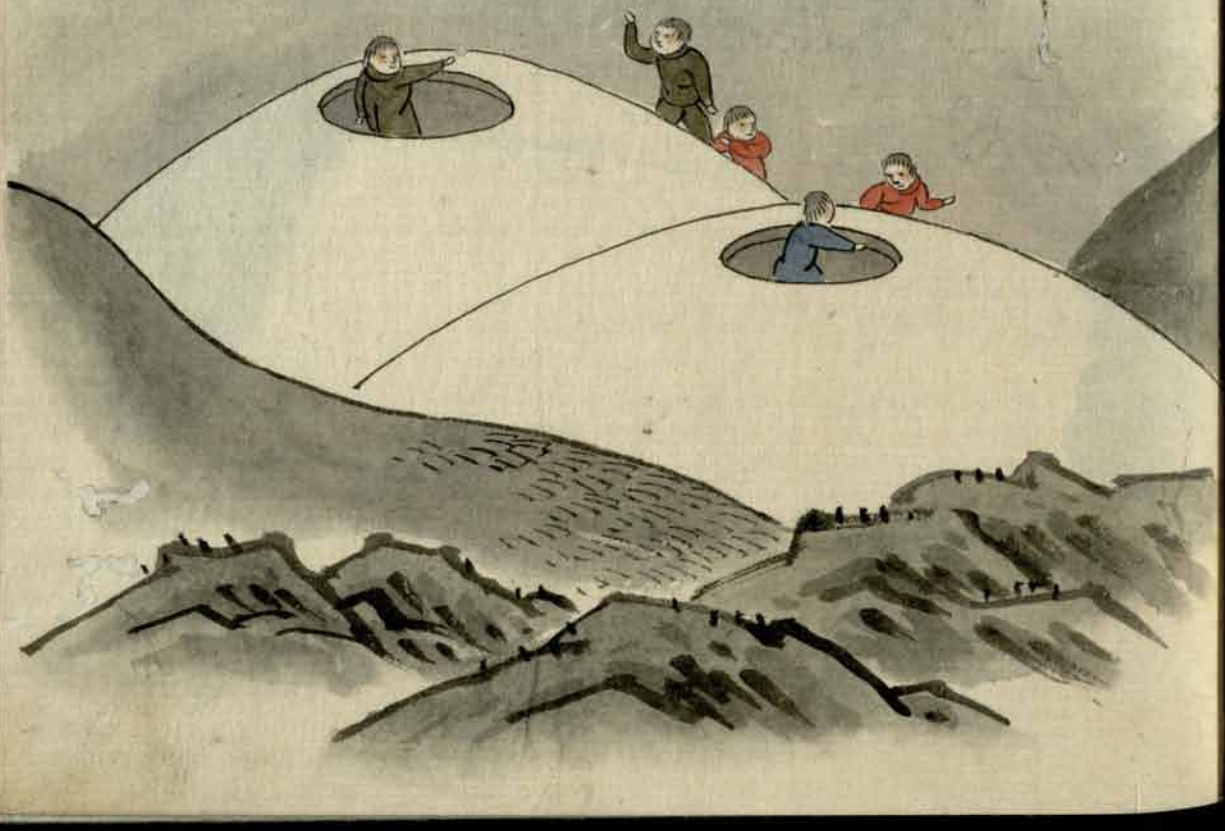

コーシキ図

コーシキレハ「コーテイカ
なる亀」「コーテイカ」
ハ此島のをあさら嵐
するものにて我海の
海豹なりと光なまし
いえすなに即ち其
真図をこてに
挿せり

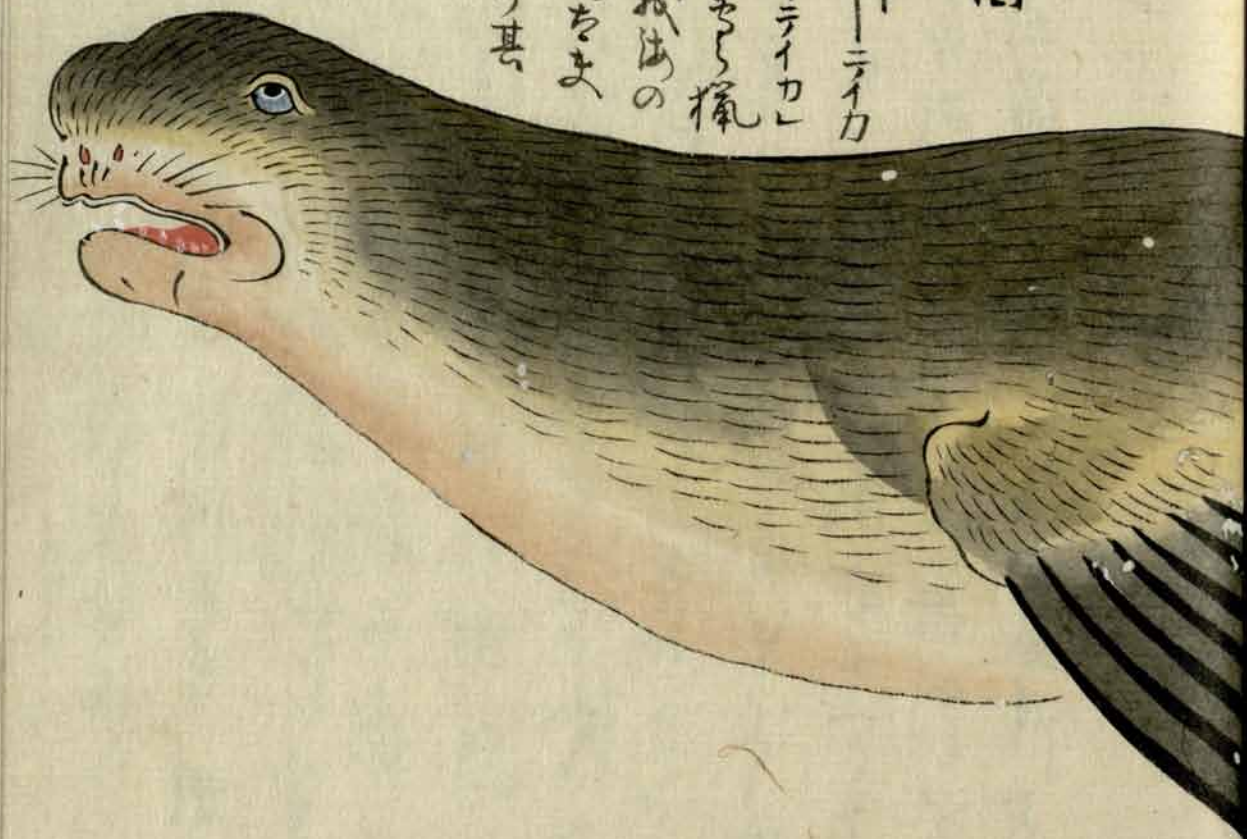

一ナアツカ在留の魯西亜人の住屋所ハ平地の
上に找木を横竪に圍ミ上ニ枯艸を並ベ
ちをかけるゆゑ夜ニ入口ハ横手に有ゆゑ所ハ
土を滿金戸ハ板まゐらせ戸鑰ハ
上ハ其中を四角に切らせセイラチの後
をまゐらせ其さ通りこゝ明り（アカリ）ともしる
お雨雪を避ク入口ハ悪風のゆゑ
所と向ふの横面に梢子障子ハ
往そゆ金なる（梢子板ハ本正より）（抜まるよし）室中ハ
長尾のゆく仕切ハ皆板にて獨居ハ
なし金ハ通り寒ハ各く仕切

此も室をゝ所に四十人ほど住居候
（別ハ下にあり）家事因事百仕にハ寫人を用ひ
又寫人ハ穴居をおきて図のごとく是に
異なるを
鳴人獵に用ひ皮船ハ上より見たる一形ち
亀ハ甲のごとく中に穴をあけ有
是ハ人の家の口なるを人家ハ甲に
三人家ハ三船に向け中々何ともに人ハ
居ほどに一体さんや船程此長さなく
細し三人家を長サ三百程ハ多生人
穴の内へ入り坐りて腰より上ばかり

外にあるなし獨の所にまゆこを辺りハくり
中に舟ハ皮にて張詰こゝのあるまゝ其所穴の
所に竭こを袋まゝかくるものゝ紐を通し
童人其所穴まゝ内にまゝとりて紐を引まゝ
獨のまゝりを引メくり所にし此船蓋波
の中へのそも船中へまのまゝ身体も
特御仕をし柄に紐にこのとおんにに楫ハ

ケ楫のこのこそ中を持ち左右へ
つかひて漕まゝ
此永案やうあしれば反軸まゝるまゝり

嵩人の案ゑ我見るかに海岸へ船ヲ横ゑたき
段並彼穴の内へ先行足をのゝしゝ次に
其方其足を入るなりまか咲り方に埴梅
あるゝ居り身楫を使ひなかゝ家出候上
陸の時を楫を杖にし獨其切居るに加
いんあるゝ上ることを埴梅能縦絲とゝ
何の造作をなきなるまゝ故に案るも上る
もさしに反轉のるなし

一 楫に出る臺汗ギの日をゝ合せ出る故獨
のかゝるも引きへ申さ候漢の奥鄭とをに
獨の居しりこみの内へのゝしゝ所風起く

浪あらく来らし例のめく孫のかく里引
くらかし

一 こみは自然と能程にまかりは本地へ稼ひ
直こまゝ地を拵へ其上へ皮をまりとち有
中へ皮をセイウチとも海獣の皮にて
ゆるなり

一 其皮は剥面名をまく生皮にて裁牧も
両方より小口と小口をつき合せ合縫にし
糸めを外へ出す度縫ひとく幅度のものに
仕りゝ外用ひ中へ糸は鯨者筋にて引き
拵に付鯨筋ハ日をして綿打弓の弦に用ゆふ天吉ハ上に
そのと回しかる事し

先汁にて穴をあけ[illegible]を[illegible]を通し
[illegible]其糸のさんへい豕の毛のことし成[illegible]
[illegible]通し中ゝ[illegible]右[illegible]引[illegible]
縫い合せ[illegible]縫目[illegible]
[illegible]
豕の毛をよりかゝしゝ中ゝ八糸へなつき
中ゝ当へと[illegible]へ中ゝ

一 鯀の筋を自死患鯀なり[illegible]
貯へ[illegible]セイウチの牙にて彷[illegible]のぬくに作り
[illegible]
[illegible]

一 右皮の縫合せ[illegible]

小鉄縫合せて後其縫目に口を有吹て淺
息のきれぬ様に仕る即ち是を其下地の
木へ張りけ縫有りて木にて造りは飛
ひハ別に之を有くは此皮紙をかけて鳴人
を作り小鉄し用ひは名をハイタラ申
は

一 セイウチは法郷なる牛馬より頗大にして
毛淡紅頭(ウスアカ)を為す縫し上繋両側
小白く生ひ長牙(キバ)二根上齦より生へ
齒を下り象牙のぬし上齦左右より
一根ツ出門形ち曲く縫りて此方にて

一寸より五六寸程長きハ鉛尺位より二尺
程まゝ多ゆ也
此牙形も色も氣牙に能似ゆゝ色々細工その小きひゆゝ
氣平此牙の小切を根付にいふ事ハ特に仕ゆ此家の使節祝獻
上公當とおんに此牙長サ鉛尺位より鉛尺五寸位迄その百五十
本程持成ゆゝ想て以前あけ有き故皆々持居りゆゝと
おんにゆゝ
但御あるまゝ鑽（ミヅガキ）有事ハ法横忠頼に似ゆゝ
皮ハ牛皮よりハおし薄し色ハさりゆゝて
祝へとり其外の事にも用ひゆゝ此獻おく
陰（もぶりゆゝ）ゆゝ獻故陰にて自由可

けきがほの是を様又は戦なとよみ申す穀
次るあ梨 図未に
アイ申

梅に和菓出に多海の産(サン)ぜーバールト」
一にせー(海積)かルフ」といふ面の呉説あるもこの
セイウチと思はるゝなり

ALASKA HISTORICAL
LIBRARY AND MUSEUM